

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、和解することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

1 和解の相手方

市内在住者

2 事故の概要

令和5年11月20日午前7時37分頃、燕市分水向陽地内の交差点において、生徒送迎中の直進する燕市マイクロバスと、左側より進行してきた相手方軽貨物車両が接触し、両者の車両が破損したもの。

3 和解の内容

(1) 市の過失割合を1割とし、市は相手方に対し、

損害賠償金84,100円を支払う。

(2) 相手方の過失割合を9割とし、相手方は市に対し、

損害賠償金等1,505,593円を支払う。

(3) 和解成立後は、本件に関し一切異議申し立て、請求及び訴の提起を行わない。